



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年7月9日火曜日 第19号

◇ 目 次 ◇

落札者等の告示..... (原子力安全対策課) ... 225

愛媛県経営体育成促進換地等調整事業補助金交付規程の一部改正..... (農地整備課) ... 226

解除予定保安林..... (森林整備課) ... 227

漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生..... (水産課) ... 227

漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅..... (") ... 227

公共測量の実施の通知(2件)..... (道路維持課) ... 227

指定居宅サービス事業者の指定..... (東予地方局地域福祉課) ... 228

指定介護予防サービス事業者の指定..... (") ... 228

指定居宅サービス事業の廃止..... (") ... 228

土地改良区役員の就退任の届出..... (中予地方局農村整備第一課) ... 228

開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 228

医師の指定..... (福祉総合支援センター) ... 229

指定医師の所在地の変更..... (") ... 229

指定医師の辞退の届出..... (") ... 229

道路の区域変更(一般国道378号外)..... (南予地方局管理課) ... 229

道路の供用開始(一般国道378号外)..... (") ... 230

道路の区域変更(県道城川橋原線)..... (南予地方局西予土木事務所) ... 230

道路の供用開始(県道城川橋原線)..... (") ... 230

道路の供用開始(県道宇和三間線)..... (") ... 231

公 告

生産事業者講習会の開催..... (森林整備課) ... 231

県立学校校内LAN端末機器(教職員用)の借入れ..... (高校教育課) ... 231

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局) ... 232

人事委員会公告

令和元年度愛媛県職員採用候補者(初級及び資格免許職)試験公告..... (人事委員会事務局) ... 233

令和元年度障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者(初級)試験公告..... (") ... 236

令和元年度愛媛県警察官(高校卒程度)採用候補者試験公告..... (") ... 240

雑 報

令和元年度行政書士試験の実施について..... (私学文書課) ... 243

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第285号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和元年7月9日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
原子力災害時における携帯電話通信網を活用したドローン実証実験業務一式	愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和元年6月10日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目3番3号	111,705,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号の規定による。

愛 媛 県 報

○愛媛県告示第286号

愛媛県経営体育成促進換地等調整事業補助金交付規程（昭和47年11月愛媛県告示第1093号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。

令和元年7月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																																																	
<p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、<u>農地中間管理機構関連農地整備事業に係る補助事業に要する経費にあつては100分の62.5以内（第1号に掲げる地域_____において行う補助事業にあつては、100分の65以内）、農地中間管理機構関連農地整備事業以外の事業に係る補助事業に要する経費にあつては100分の50_____以内（次に掲げる地域又は区域において行う補助事業にあつては、100分の55以内）とする。</u></p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) <u>急傾斜地帯（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第50条第12項の農林水産大臣が土地の傾斜度を勘案して定める基準に該当する地域をいう。）</u></p> <p>様式第2号（第5条_____、第9条、様式第4号、様式第5号関係） 経費の配分及び事業計画の概要</p> <p style="text-align: center;">経費の配分及び事業計画の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">施行年度</th> <th colspan="2">年度</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>～</th> <th>年</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>度</td> <td>度</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">地区名</th> <th rowspan="3">費目</th> <th rowspan="3">工種</th> <th rowspan="3">事業量</th> <th rowspan="3">事業費</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> <th rowspan="3">備考</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">国庫補助金</th> <th rowspan="2">国庫補助率</th> <th colspan="2">国庫補助金以外の財源</th> </tr> <tr> <th>市町費</th> <th>土地改良区その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>()</td> <td>経営体育成促進換地等調整事業費</td> <td>経営体育成促進換地等調整事業</td> <td>ha</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>%</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 省略</p> <p>様式第3号（第5条_____、様式第4号関係） 収支予算書</p> <p style="text-align: center;">収 支 予 算 書</p>	事業名	施行年度	年度		備考	～	年			度	度		地区名	費目	工種	事業量	事業費	財 源 内 訳				備考	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源		市町費	土地改良区その他	()	経営体育成促進換地等調整事業費	経営体育成促進換地等調整事業	ha	円	円	%	円	円		<p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、<u>直接補助事業に要する経費にあつては知事が査定する経費の100分の60以内（次_____に掲げる地域又は区域において行う補助事業にあつては、100分の65以内）とし、事務費（直接補助事業に要する経費の額に100分の101を乗じて得た額の100分の2.1以内で知事が査定する額とする。）にあつては当該事務費の100分の60以内（次に掲げる地域又は区域において行う補助事業にあつては、100分の65以内）とする。</u></p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>様式第2号（第5条、<u>第7条</u>、第9条、様式第4号、様式第5号関係） 経費の配分及び事業計画の概要</p> <p style="text-align: center;">経費の配分及び事業計画の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th colspan="2">農用地等</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>集</th> <th>団</th> </tr> <tr> <td></td> <td>化</td> <td>事</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>業</td> <td>業</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">地区名</th> <th rowspan="3">費目</th> <th rowspan="3">工種</th> <th rowspan="3">事業量</th> <th rowspan="3">事業費</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> <th rowspan="3">備考</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">国庫補助金</th> <th rowspan="2">国庫補助率</th> <th colspan="2">国庫補助金以外の財源</th> </tr> <tr> <th>県費</th> <th>市町費</th> <th>土地改良区その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>()</td> <td>経営体育成促進換地等調整事業費</td> <td>経営体育成促進換地等調整事業</td> <td>ha</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>%</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業主体事務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 省略</p> <p>様式第3号（第5条、<u>第7条</u>、様式第4号関係） 収支予算書</p> <p style="text-align: center;">収 支 予 算 書</p>	事業名	農用地等		備考	集	団		化	事			業	業		地区名	費目	工種	事業量	事業費	財 源 内 訳				備考	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源		県費	市町費	土地改良区その他	()	経営体育成促進換地等調整事業費	経営体育成促進換地等調整事業	ha	円	円	%	円	円	円			小計											事業主体事務費											計									
事業名			施行年度	年度		備考																																																																																																												
	～	年																																																																																																																
		度	度																																																																																																															
地区名	費目	工種	事業量	事業費	財 源 内 訳				備考																																																																																																									
					国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源																																																																																																											
							市町費	土地改良区その他																																																																																																										
()	経営体育成促進換地等調整事業費	経営体育成促進換地等調整事業	ha	円	円	%	円	円																																																																																																										
事業名	農用地等		備考																																																																																																															
	集	団																																																																																																																
	化	事																																																																																																																
	業	業																																																																																																																
地区名	費目	工種	事業量	事業費	財 源 内 訳				備考																																																																																																									
					国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源																																																																																																											
							県費	市町費		土地改良区その他																																																																																																								
()	経営体育成促進換地等調整事業費	経営体育成促進換地等調整事業	ha	円	円	%	円	円	円																																																																																																									
	小計																																																																																																																	
	事業主体事務費																																																																																																																	
	計																																																																																																																	

収入の部

科 目	本年度予算額	備 考
省略		

支出の部

科 目	本年度予算額	備 考
省略		

注 省略

収入の部

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		摘 要
			増	減	
県費補助金					
地元負担金					
省略					

支出の部

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		摘 要
			増	減	
省略					

注 省略

○愛媛県告示第287号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年 7 月 9 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 解除予定保安林の所在場所
松山市由良町乙183の1から乙183の4まで、乙184の2、乙190の1、乙190の7、乙191の5
- 保安林として指定された目的
魚つき
- 解除の理由
指定理由の消滅

○愛媛県告示第288号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

令和元年 7 月 9 日

愛媛県知事 中 村 時 広

（中予地方局管内）

高浜加入区

○愛媛県告示第289号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成27年7月愛媛県告示第889号）による保険に付すべき義務は、令和元年7月8日限り消滅したため、同条第2

項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

令和元年 7 月 9 日

愛媛県知事 中 村 時 広

（中予地方局管内）

高浜加入区

○愛媛県告示第290号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、大洲市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年 7 月 9 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 作業種類 公共測量（デジタル空中写真撮影、写真地図作成）
- 作業期間 令和元年7月1日から
令和2年3月31日まで
- 作業地域 大洲市都市計画区域

○愛媛県告示第291号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、愛媛県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年 7 月 9 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 作業種類 公共測量（数値地形図データ作成、地図情報レベル2500）
- 作業期間 令和元年7月1日から
9月30日まで
- 作業地域 宇和島市、北宇和郡鬼北町、松前町の一部

○愛媛県告示第292号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和元年 7月 9日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社翼	株式会社 翼 四国中央営業所	愛媛県四国中央市下柏町75-1 ロイヤルマンション柏1 106号	令和元年 5月 1日	福祉用具貸与
株式会社翼	株式会社 翼 四国中央営業所	愛媛県四国中央市下柏町75-1 ロイヤルマンション柏1 106号	令和元年 5月 1日	特定福祉用具販売

○愛媛県告示第293号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和元年 7月 9日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社翼	株式会社 翼 四国中央営業所	愛媛県四国中央市下柏町75-1 ロイヤルマンション柏1 106号	令和元年 5月 1日	介護予防福祉用具貸与
株式会社翼	株式会社 翼 四国中央営業所	愛媛県四国中央市下柏町75-1 ロイヤルマンション柏1 106号	令和元年 5月 1日	特定介護予防福祉用具販売

○愛媛県告示第294号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和元年 7月 9日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社 武吉	武吉ホームヘルプサービス東予	愛媛県西条市三津屋南2番15号 ロイヤルハイツ三津屋1号	令和元年 5月 21日	訪問介護

○愛媛県告示第295号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、三津土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年 7月 9日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 田 伸 一	松山市古三津一丁目18-14
"	乗 松 壽 幸	松山市古三津一丁目 6 - 5
"	上 野 俊 幸	松山市中須賀二丁目 1 - 12
"	岡 田 久 輝	松山市古三津六丁目 2 - 24
"	立 石 博	松山市古三津一丁目19-29

監 事	東 浩 三	松山市古三津一丁目 6 - 6
"	岡 田 賢 二	松山市古三津二丁目17-32

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 田 伸 一	松山市古三津一丁目18-14
"	乗 松 壽 幸	松山市古三津一丁目 6 - 5
"	上 野 俊 幸	松山市中須賀二丁目 1 - 12
"	岡 田 久 輝	松山市古三津六丁目 2 - 24
"	岡 田 充 弘	松山市古三津二丁目14-7
監 事	東 浩 三	松山市古三津一丁目 6 - 6
"	立 石 博	松山市古三津一丁目19-29

○愛媛県告示第296号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和元年7月9日

愛媛県中予地方局長 尾崎 幸朗

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
元中局建(開)第15号 令和元年6月28日	東温市下林字別府甲1944番3	東温市下林甲1956番 相原 基志

○愛媛県告示第297号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和元年7月9日

愛媛県知事 中村 時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
ぼうこう又は直腸機能障害	消化器外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	川本 貴康	東温市志津川	令和元年7月1日
じん臓機能障害	腎臓内科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	七條 聖	東温市志津川	令和元年7月1日
肢 体 不 自 由	整形外科	愛媛県立今治病院	小西 義克	今治市石井町4丁目5番5号	令和元年7月1日

○愛媛県告示第298号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和元年7月9日

愛媛県知事 中村 時広

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
鈴木 快	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	西条市朔日市269-1	愛媛県立今治病院	今治市石井町4丁目5番5号	平成31年4月1日

○愛媛県告示第299号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和元年7月9日

愛媛県知事 中村 時広

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
聴覚障害、平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	岡本耳鼻咽喉科気管食道科医院	岡本 和人	大洲市大洲18番地1	令和元年6月4日

○愛媛県告示第300号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年7月9日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	宇和島市吉田町法花津字与村井8番耕地96番2地先から 同字8番耕地82番1地先まで	旧	メートル 14.5~26.6	キロメートル 0.043	
		宇和島市吉田町法花津字与村井8番耕地95番2から 同字8番耕地95番5まで	新	14.5~47.6	0.043	

県 道	御代ノ川清重線	宇和島市津島町山財2660番2地先から 同町山財2666番地先まで	旧	4.4 ~ 7.5	0.143	
		宇和島市津島町山財2660番2から 同町山財2665番2まで	新	9.9 ~ 17.3	0.132	
"	蔣淵下波線	宇和島市下波2015番1地先から 同市下波2025番1地先まで	旧	8.0 ~ 12.5	0.043	
		宇和島市下波2015番2から 同市下波2025番2まで	新	13.1 ~ 15.0	0.043	

○愛媛県告示第301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年 7月 9日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	378号	宇和島市吉田町法花津字与村井8番耕地95番2から 同字8番耕地95番5まで	令和元年 7月 9日
県 道	無月宇和島線	宇和島市坂下津甲332番2から 同市坂下津甲321番4まで	"
"	御代ノ川清重線	宇和島市津島町山財2660番2から 同町山財2665番2まで	"
"	蔣淵下波線	宇和島市下波2015番2から 同市下波2025番2まで	"

○愛媛県告示第302号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年 7月 9日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	城川橋原線	西予市城川町窪野2618番地先	旧	メートル 4.0 ~ 5.0	キロメートル 0.023	
		西予市城川町窪野2618番から 同町窪野2617番まで	新	12.6 ~ 15.0	0.023	

○愛媛県告示第303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年 7月 9日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	城川橋原線	西予市城川町窪野2618番から 同町窪野2617番まで	令和元年 7月 9日

○愛媛県告示第304号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年 7 月 9 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和三間線	西予市宇和町下川3137番2 から 同町下川3130番2 地先まで	令和元年 7 月 9 日

公 告

○公 告

生産事業者講習会の開催について

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づき、生産事業者講習会を次のとおり行う。

令和元年 7 月 9 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 開催の日時
令和元年 8 月 20 日（火） 9 時
- 開催の場所
上浮穴郡久万高原町菅生
愛媛県農林水産研究所 林業研究センター本館会議室
- 受講申込期限
令和元年 8 月 15 日（木）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものは、受け付ける。
- 受講申込書の請求先及び提出先
住所を所管する地方局森林林業課、支局森林林業課若しくは農林水産部森林局森林整備課

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年 7 月 9 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 入札に付する事項
 - 件名
県立学校校内LAN端末機器（教職員用）の借入れ
 - 借入物品名及び数量
県立学校校内LAN端末機器一式
（パソコン1,578台、ソフトウェア一式、周辺機器一式、搬入、据付け、調整等一式）
 - 借入物品の内容等
仕様書による。
 - 借入期間
令和2年1月1日から令和7年12月31日まで
 - 借入場所
入札説明書及び仕様書による。
 - 入札方法
ア 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に

1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成29年度、平成30年度及び平成31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた事業者で、次の事項に該当するもの
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - 借入期間の開始までに、要求する仕様の機器を確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
 - 借入物品に係る保守の体制が整備されていることを証明した者であること。
 - 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 入札書の提出場所等
 - 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課施設管理グループ
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2951
 - 入札書の受領期限
令和元年 8 月 19 日（月）午前10時
 - 入札説明書の交付方法
令和元年 7 月 9 日（火）から 7 月 26 日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）に(1)に掲げる場所で交付する。
 - 入札書の提出方法
郵送又は持参
 - 開札の日時及び場所
令和元年 8 月 19 日（月）午前10時
愛媛県庁第1別館10階会議室
- その他
 - 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から

第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：令和元年 7 月 29 日（月）午後 5 時 15 分

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者

であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: Computer Equipment and Related Services for Installing Terminal Unit , for the prefectural school teachers and staff (Local Area Network) , 1 set

(2) Time limit of tender: 10:00 a . m . , 19 August 2019

(tenders submitted by mail: 5:15 p . m . , 16 August 2019)

(3) For further information , please contact: Facilities Administration Section , High School Education Division , Guidance Department , Ehime Prefectural Board of Education , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570

Japan

TEL 089 912 2951

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1219

職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年 7 月 9 日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与の支給等に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の給与の支給等に関する規則 (愛媛県人事委員会規則 7 - 0) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>(平成28年改正条例附則第 4 項から第 6 項までの規定が適用される間の読替え)</p> <p>2 平成29年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間は、第 7 条中「条例第 9 条第 1 項」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (平成28年愛媛県条例第51号) 附則第 4 項から第 6 項までの規定により読み替えられた条例第 9 条第 1 項」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>(平成28年改正条例附則第 4 項から第 6 項までの規定が適用される間の読替え)</p> <p>2 平成29年 4 月 1 日から平成32年 3 月 31 日までの間は、第 7 条中「条例第 9 条第 1 項」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (平成28年愛媛県条例第51号) 附則第 4 項から第 6 項までの規定により読み替えられた条例第 9 条第 1 項」とする。</p>

(住居手当に関する規則の一部改正)

第 2 条 住居手当に関する規則 (愛媛県人事委員会規則 7 - 459) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>(平成28年改正条例附則第 4 項から第 6 項までの規定が適用される間の読替え)</p> <p>4 平成29年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間は、第 2 条第 2 号中「条例第 9 条第 1 項」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (平成28年愛媛県条例第51号) 附則第 4 項から第 6 項までの規定により読み替えられた条例第 9 条第 1 項」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>(平成28年改正条例附則第 4 項から第 6 項までの規定が適用される間の読替え)</p> <p>4 平成29年 4 月 1 日から平成32年 3 月 31 日までの間は、第 2 条第 2 号中「条例第 9 条第 1 項」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (平成28年愛媛県条例第51号) 附則第 4 項から第 6 項までの規定により読み替えられた条例第 9 条第 1 項」とする。</p>

(職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第 3 条 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則 (愛媛県人事委員会規則12 - 70) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
2 <u>令和元年 8 月 31 日</u> までの間における第 1 条の規定による改正後の職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則第 10 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号 (ウに係る部分に限る。) 及び第 2 条の規定による改正後の教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則第 10 条の 3 第 1 項第 2 号 (ウに係る部分に限る。) の規定の適用については、これらの規定中「 5 箇月の期間」とあるのは、「 5 箇月の期間 (平成 31 年 4 月以後の期間に限る。) 」とする。	2 <u>平成 31 年 8 月 31 日</u> までの間における第 1 条の規定による改正後の職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則第 10 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号 (ウに係る部分に限る。) 及び第 2 条の規定による改正後の教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則第 10 条の 3 第 1 項第 2 号 (ウに係る部分に限る。) の規定の適用については、これらの規定中「 5 箇月の期間」とあるのは、「 5 箇月の期間 (平成 31 年 4 月以後の期間に限る。) 」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第 4 号

令和元年度愛媛県職員採用候補者 (初級及び資格免許職) 試験公告

令和元年 7 月 9 日

愛媛県人事委員会

〒 790 - 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁内 電話 (089) 912 - 2826
愛媛県職員採用情報ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/employment/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

なお、申込み後の試験区分の変更はできません。

また、同一日に愛媛県人事委員会が試験を実施する他の職員採用候補者試験と重複して申し込むことはできません。

(1) 初級

試 験 区 分	採 用 予 定 人 員	職 務 内 容
一 般 事 務	13人程度	知事部局、教育委員会事務局等の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。
警 察 事 務	4人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。

(2) 資格免許職

試 験 区 分	採 用 予 定 人 員	職 務 内 容
大 程 学 卒 業 度 司 書	1人程度	議事事務局、教育委員会事務局の本庁又は図書館に勤務し、図書資料の収集・分類・整理、図書の貸出し等の業務に従事します。
短 期 大 学 卒 業 程 度 保 育 士	1人程度	知事部局の本庁又は子ども療育センター等の地方機関に勤務し、児童の生活指導、学習指導等の業務に従事します。
臨 床 検 査 技 師	8人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は県立病院等の地方機関に勤務し、検体検査、生理機能検査、衛生・環境に関する試験研究等の業務に従事します。

2 受験資格

(1) 日本の国籍を有する者

ただし、資格免許職については、日本の国籍を有しない者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができます。

- ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者
- イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) それぞれの試験について、次に該当する者

ア 初級

試験区分	受験資格
一般事務	平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び令和2年3月末日までに大学等を卒業する見込みの者は、除く。）
警察事務	

イ 資格免許職

試験区分	受験資格
司書	(1) 次のいずれかに該当する者 ア 昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者 イ 平成10年4月2日以降に生まれた者で、大学等を卒業した者又は大学等を令和2年3月末日までに卒業する見込みの者 (2) 司書の資格を有する者又は令和2年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者
保育士	(1) 昭和60年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者 (2) 保育士の資格を有する者又は令和2年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者
臨床検査技師	(1) 昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者 (2) 臨床検査技師の免許を有する者又は令和2年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者

3 試験の日時、試験会場及び合格発表

区分	日	時	試験会場	合格発表
第1次試験	令和元年9月29日（日曜日）		愛媛県庁 （松山市一番町四丁目4番地2）	10月中旬 第1次試験当日にお知らせします。
	(1) 初級	受付開始 午前8時15分 着席 午前9時15分 試験 午前9時15分～午前11時45分		
第2次試験	10月下旬から11月上旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			11月下旬
	(2) 資格免許職	受付開始 正午 着席 午後1時 試験 午後1時～午後3時30分		

受付時間（午前8時15分～午前9時又は正午～午後0時45分）に遅刻した場合は受験できません。

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）にも掲載します。

4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。
 なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容
第1次試験	初級 教養試験	90点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間）
	資格免許職 専門試験	90点	各試験区分に応じて必要な専門的知識及び技能について、筆記試験を行います。（択一式40題、解答時間2時間） なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。

第2次試験	口 述 試 験	300点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	作 文 試 験	60点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）
	適 性 検 査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

- (2) 第1次試験合格者は、初級については教養試験、資格免許職については専門試験の得点の高い順に決定します。ただし、各試験とも、一定の基準に達しない場合は、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。また、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験及び専門試験の例題と前年度に出題した作文試験の課題を、ホームページに掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

(1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

令和元年 8 月 16 日（金）午前 8 時 30 分から 9 月 2 日（月）午後 5 時 15 分まで

原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、8月26日（月）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。）
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます。（**原則、電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。**）
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する必要があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。9月20日（金）までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。

この名簿は、原則として、令和2年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等）がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、**名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**
- (3) **資格免許職については、所定の時期までに資格又は免許を取得しなかった場合は、採用されません。**
- (4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試 験 区 分		現 行 給 料 月 額
初 級	一 般 事 務	行政職給料表1級9号給 153,765円
	警 察 事 務	
	司 書	行政職給料表1級29号給 188,136円
	保 育 士	行政職給料表1級17号給 165,021円

資格免許職	臨床検査技師 (大学4年制課程卒業)	医療職給料表(□)2級5号給	194,166円
	臨床検査技師 (短大3年制課程卒業)	医療職給料表(□)1級21号給	184,116円

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類(学生証、運転免許証等)を持参の上、午前8時30分(合格発表当日は、合格発表後)から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の開庁日は受付できません。)

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位(ただし、一定の基準に達しない場合は、順位に代えて当該試験種目名)	第1次試験合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位(ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名)	第2次試験合格発表の日から1週間	

10 その他

心身の機能の障がいにより、受験時に配慮を必要とする場合は、受付期間内に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛のメールにてお知らせします。

別表(4関係) 専門試験(資格免許職)の出題分野

試験区分	出題分野
司書	生涯学習概論、図書館概論(図書館制度を含む)、図書館経営論、図書館サービス論、情報サービス論、図書館情報資源論、情報資源組織論、児童サービス論
保育士	社会福祉、児童家庭福祉(社会的養護を含む)、保育の心理学、保育原理、保育内容、子どもの保健(精神保健を含む)
臨床検査技師	公衆衛生学、臨床検査総論(情報科学を含む)、生理学、病理学(解剖・組織学を含む)、臨床化学(生化学を含む)、血液学、免疫・血清学、微生物学(医動物学を含む)

○愛媛県人事委員会公告第5号

令和元年度障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者(初級)試験公告

令和元年7月9日

愛媛県人事委員会

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 電話(089)912-2826
愛媛県職員採用情報ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/employment/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分で行います。

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務	12人程度	知事部局、公営企業管理局、教育委員会事務局等の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。
警察事務	1人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。

2 受験資格

- (1) 昭和60年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者
- (2) 以下のいずれかに該当する者（申込日及び受験当日に有効であることが必要です。）
 - ・身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの者
 - ・都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者
 - ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障がいがあると判定された者
 - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 日本の国籍を有する者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

3 試験の日時、試験会場及び合格発表

区分	日	時	試験会場	合格発表
第1次試験	令和元年10月27日（日曜日） 受付時間 午前8時10分～午前8時55分 遅刻した場合は受験できません。 試験時間		愛媛県庁 （松山市一番町四丁目4番地2）	11月中旬 第1次試験当日にお知らせします。
	午前9時10分から午後1時30分まで 点字による受験及び試験時間の延長が認められた方については、終了時間が異なります。 （点字による受験の場合）	午前9時10分から午後2時30分まで （試験時間の延長の場合） 午前9時10分から午後2時まで		
第2次試験	11月下旬～12月上旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			12月下旬

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）にも掲載します。

4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。
 なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容
第1次試験	教養試験	40点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式40題、解答時間2時間）
	作文試験	20点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）
第2次試験	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
	口述試験	300点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験及び作文試験の得点の高い順に決定します。ただし、各試験のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の口述試験について、一定の基準に達しない場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 第1次試験合格者に対し、受験資格や、就業にあたり配慮が必要な事項の申出についての確認面接を行います。その際、受験資格に係る手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）又は「2 受験資格」中に記載した公的判定機関で知的障がいであると判定されたことを証明する書類（以下「受験資格に係る手帳等」という。）の持参が必要です。
- (5) 教養試験例題（初級）及び前年度に出題した作文試験の課題を、ホームページに掲載しています。
 また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

令和元年8月22日（木）午前8時30分から9月9日（月）午後5時15分まで

障がいの状況等により、インターネットにより申し込むことができない事情がある場合は、9月2日（月）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。）
- (3) 申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます。（原則、電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する必要があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。10月18日（金）までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

障がいの状況等により、申込者本人の署名が困難な場合は、代筆での記入を認めます。（その場合、代筆者の氏名も記入してください。）

7 受験時の配慮について

受験上の配慮を希望する方は、受験申込時に申請してください。

ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

- (1) 視覚障害のある方については、その障がいの程度により、以下の方法による受験ができます。

ア 点字による試験

点字の試験問題で受験をすることができます。

点字による試験は、教養試験の解答時間が3時間（通常の1.5倍）となります。作文試験の解答時間の延長はありません。

また、パソコンによる音声読み上げを補助として併用できます。ただし、パソコン（USBメモリが接続可能なもの）、ACアダプタ、イヤホン（無線機能がないものに限る。）を持参していただきます。

なお、指定されたソフトウェア（音声読み上げソフト、メモ帳等のテキストエディタ）以外のソフトウェアや無線機能は使用できません。

イ 拡大文字による試験

教養試験問題は、通常文字は11ポイント程度ですが、拡大文字の場合は、14ポイント程度となります。

ウ 試験時間の延長（拡大文字による試験を併せることができます。）

良い方の眼の矯正視力が0.15以下の方及び視野狭窄等でこれに相当すると医学的観点から認められる方が対象となります。

措置の対象となるかどうかを確認するため、受験申込後に身体障害者手帳の写し又は専門医の診断書を別途提出していただきます。

教養試験の解答時間は、2時間30分（通常の1.25倍）となります。作文試験の解答時間の延長はありません。

- (2) 聴覚障害のある方については、試験官の発言事項を書面で伝達することができます。
- (3) 上肢機能障害等で筆記が困難な方については、作文試験においてパソコンによる解答ができます。ただし、パソコン（USBメモリが接続可能なもの）、ACアダプタを持参していただきます。
- (4) 読字障害のある方で医学的観点から解答時間の延長が認められる方は、教養試験の解答時間を延長し、2時間30分（通常の1.25倍）となります。作文試験の解答時間の延長はありません。

措置の対象となるかどうかを確認するため、受験申込後に専門医の診断書を別途提出していただきます。

また、パソコンによる音声読み上げを補助として併用できます。ただし、パソコン（USBメモリが接続可能なもの）、ACアダプタ、イヤホン（無線機能がないものに限る。）を持参していただきます。

なお、指定されたソフトウェア（音声読み上げソフト、メモ帳等のテキストエディタ）以外のソフトウェアや無線機能は使用できません。

- (5) 書字障害のある方で医学的観点から筆記による解答が困難と認められる方については、作文試験においてパソコンによる解答ができます。ただし、パソコン（USBメモリが接続可能なもの）、ACアダプタを持参していただきます。

なお、指定されたソフトウェア（メモ帳等のテキストエディタ）以外のソフトウェアや無線機能は使用できません。

措置の対象となるかどうかを確認するため、受験申込後に専門医の診断書を別途提出していただきます。

- (6) その他

ア 点字受験用の機器（点字器、点字タイプライター等）やルーペ等の使用の有無のほか、車椅子や補助具等の使用の有無、駐車場利用希望の有無、その他受験にあたって希望する事項については、受験申込時の「受験にあたっての要望事項」欄に必ず入力してください。

ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

イ 試験実施上の支障をきたさないよう、また不正行為を防止するため、音声式の時計、定規（目盛りのあるもの。）、電子機器類（電卓、スマートフォン等の携帯電話、タブレット端末、スマートウォッチ、電子辞書、その他これらに類するものと事務局が判断するものを含む。）は使用できません。

ウ 試験でパソコンを使用する場合、音声読み上げソフトによる問題文の誤読については、対応しません。また、パソコンの故障等の事故による不利益は考慮しません。

8 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。この名簿は、原則として、令和2年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、教育委員会、警察本部長等）がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、**名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**
- (3) 採用時において、**有効な受験資格に係る手帳等が確認できない場合は、採用されません。**

9 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試験区分	現 行 給 料 月 額
一般事務	行政職給料表1級9号給 153,765円
警察事務	

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

10 勤務時間

勤務時間は、原則として、月曜日から金曜日まで（祝日及び年末年始を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までです。（窓口・施設など部署により、勤務時間や休日異なる場合があります。）

11 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）を持参の上、**午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。**（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開示期間	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名）	第1次試験合格発表の日から1月間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない場合は、総合順位に代えてその旨）	第2次試験合格発表の日から1月間	

12 その他

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛のメールにてお知らせします。

○愛媛県人事委員会公告第6号

令和元年度愛媛県警察官（高校卒程度）採用候補者試験公告

令和元年 7月 9日

愛媛県人事委員会
愛媛県警察本部

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		都府県名	採用予定人員	職務内容
男 性	高 校 卒 程 度	愛 媛 県	27人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。
		警 視 庁	2人程度	
		大 阪 府	5人程度	
		兵 庫 県	2人程度	
女 性	高 校 卒 程 度	愛 媛 県	6人程度	

男性（高校卒程度）の試験区分を申し込む場合は、第2志望まで選択することができますが、**第1志望は必ず愛媛県としてください。**愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

なお、申込み後の志望都府県の変更はできません。

2 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 昭和62年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び大学等を令和2年3月末日までに卒業する見込みの者は、除く。）

また、大学等に相当するものについては、他の都府県によっては愛媛県と異なる場合がありますので、志望する都府県に直接問い合わせてください。

3 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容		
第1次試験	教養試験	50点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間）		
	体力試験 （愛媛県のみ）	20点	職務遂行に必要な体力について、試験を行います。		
			種目	基準	
				男性	女性
反復横とび			50回以上 / 20秒間	40回以上 / 20秒間	
握力			45kg以上（左右の平均）	25kg以上（左右の平均）	
上体起こし			25回以上 / 30秒間	15回以上 / 30秒間	
腕立て伏せ	30回以上	15回以上			
20mシャトルラン	65回以上	35回以上			
			基準に達しない種目が4種目以上ある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。		
スポーツ加点 （愛媛県のみ）	5点	柔道、剣道又はその他スポーツの資格等について、基準を満たしている場合は加点します。（詳細は、別表「スポーツ加点の申請について」を参照）			
		項目	基準		
		柔 道	2段以上（講道館認定の段位に限る。）		
		剣 道	2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）		
スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）への選手としての出場経験 国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等				
			職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。		

身体検査	-	項 目	基 準
		視 力	裸眼又は矯正視力が両眼で0.7以上でかつ一眼でそれぞれ0.3以上であること。
		聴 力	完全であること。
		そ の 他	身体に障がいその他の異常がなく健康であること。
基準に達しない項目がある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。			
第2次試験	口述試験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	作文試験	30点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題1題、解答時間1時間)
	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
	身体精密検査	-	職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 職務遂行に支障がないこと。 検査の結果によっては、再検査を行った上で判定します。

- (2) 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験の1日目は、**体力試験及び身体検査に適した服装で来てください。**
教養試験以外の試験方法や基準等は愛媛県のもので、他の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

4 試験日、試験会場及び合格発表

区 分	試 験 日	試験・検査種目	試 験 会 場	合格発表
第1次試験	令和元年10月19日(土) 午前8時30分から午後5時30分まで のうち人事委員会が指定する時間 (遅刻した場合は受験できません。)	体力試験 身体検査	松山東高等学校 (松山市持田町二丁目2番12号)	11月上旬 第1次試験当日にお知らせします。
	令和元年10月20日(日) 午前9時から午後0時まで (受付時間：午前8時から午前8時45分) 遅刻した場合は受験できません。)	教養試験		
第2次試験	11月中旬～11月下旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			12月上旬

体力試験及び身体検査の受付時間は、受験票に記載します。(「6 受験票の交付」参照)

愛媛県の合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、ホームページにも掲載します。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」(以下「システム」という。)にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

令和元年8月29日(木)午前8時30分から9月17日(火)午後5時15分まで

原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、9月10日(火)までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。(ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。)

- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前 8 時30分から午後 5 時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます。（必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する必要があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。10月11日（金）までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、**体力試験及び身体検査の受付時間**など記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第 1 次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。
この名簿は、原則として、令和 2 年 4 月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から 1 年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、**名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10か月間初任教養を受けた後、県内各警察署に配置されます。
- (4) 警察官は、誰でも実力次第で昇任することができ、管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会が与えられます。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表 1 級15号給（現行給料月額193,864円）、高校卒程度で公安職給料表 1 級 7 号給（現行給料月額178,990円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第 1 項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）を持参の上、**午前 8 時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後 5 時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。**（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験 不 合 格 者	第 1 次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位 （ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	第 1 次 試 験 合 格 発 表 の 日 から 1 月 間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次 試 験 受 験 者	第 1 次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第 2 次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位 （ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	第 2 次 試 験 合 格 発 表 の 日 から 1 月 間	

愛媛県以外の都府県の試験結果の開示については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

10 問い合わせ先等

スポーツ加点申請書提出先 問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 電話 089 - 912 - 2826 ホームページ https://www.pref.ehime.jp/employment/
--------------------------------	--

問 い 合 わ せ 先	愛媛県警察本部 警務課 〒790 - 8573 松山市南堀端町 2 番地 2 電話 089 - 934 - 0110 内線2621・2622・2623・2625・2626 フリーダイヤル 0120 - 204 - 724
-------------	--

愛 媛 県 以 外 の 都 府 県 に 関 する 問 い 合 わ せ 先	警視庁採用センター 電話 0120 - 314 - 372
	大阪府警察官採用センター 電話 0120 - 370 - 314
	兵庫県警察官採用センター 電話 0120 - 145 - 314

11 その他

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛のメールにてお知らせします。

別表 スポーツ加点の申請について

項 目	証 明 書 類	申 請 方 法
柔 道	講道館が認定した段位を証明する書類の写し	<p>受験申込時にスポーツ加点を申請する旨を入力した上で、「スポーツ加点申請書」及び「証明書類」を、簡易書留郵便による郵送又は持参により愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。</p> <p>(提出期限：令和元年9月17日(火)午後5時15分(必着))</p> <p>スポーツ歴の全国大会参加の証明書類として、「出身校による全国大会参加証明書(原本)」以外の書類を提出された場合は、原本確認又は追加書類の提出を求める場合があります。(この場合、第1次試験(1日目)当日の受付終了時まで証明書類の原本又は追加書類を提出してください。)</p> <p>なお、次のいずれかに該当する場合は、加点しません。</p> <p>(1) 記入漏れや不備等がある場合</p> <p>(2) 加点基準を満たさない場合(基準を満たす事実が確認できない場合を含む。)</p> <p>(3) 受験申込時に、スポーツ加点を申請する旨の入力がない場合(申込み完了後の申込内容の変更はできませんので注意してください。)</p> <p>(4) 期限までに「スポーツ加点申請書」及び「証明書類」の提出がない場合(申請書と証明書類両方の提出が必要です。また、証明書類の原本確認又は追加書類の提出に応じられない場合も加点しません。)</p>
剣 道	全日本剣道連盟が認定した段位を証明する書類の写し	
スポーツ歴	出身校による全国大会参加証明書(原本)又は 次の(1)、(2)の両方が証明できる書類の写し (1) 地区予選を経た全国大会であること (2) 全国大会に選手として出場したこと (2)は氏名、大会名及び開催年月が明記されたものであること 「選手として」とは、選手登録されたことを要件とする。(監督、コーチ、マネージャー等は除く。)	

スポーツ加点申請書の様式は、ホームページからダウンロードしてください。

雑 報

○公 告

令和元年度行政書士試験の実施について

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定により愛媛県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め(平成11年自治省告示第250号)第8に基づき、次のとおり公示します。

令和元年7月9日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 多賀谷 一 照

1 試験期日

令和元年11月10日(日)午後1時から午後4時まで

2 愛媛県における試験場所

松山市大可賀2-1-28 アイテムえひめ

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等 (出題数 46題)	憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ

	出題し、法令については、平成31年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等 (出題数 14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

試験は、筆記試験によって行います。

出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

記述式は、40字程度で記述するものを出题します。

4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法

(1) 受験願書及び試験案内の窓口での配布

配布期間：

令和元年7月29日(月)から令和元年8月30日(金)まで

配布場所：

別表に掲げる場所で行います。

(2) 受験願書及び試験案内の郵送での配布

配布期間：

令和元年7月29日(月)から令和元年8月23日(金)(必着)まで

受験願書及び試験案内の郵送での配布請求期間は、令和元年 7 月 8 日（月）から 8 月 23 日（金）（必着）までです。この期間内に請求があったものについて、上記配布期間に郵送配布します。

配布方法：

住所・氏名、郵便番号記載の返信用封筒（角形 2 号 = A 4 サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒）に、郵便切手 140 円分を貼付し、下記の宛先まで請求してください。

受験願書及び試験案内の請求先

〒252 0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

受付期間：

令和元年 7 月 29 日（月）から令和元年 8 月 30 日（金）まで

受付場所：

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送してください。

8 月 30 日の消印があるものまで受け付けます。

提出書類：

受験願書（顔写真貼付、受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付があるもの）

(2) インターネットによる受験申込み

受付期間：

令和元年 7 月 29 日（月）午前 9 時から令和元年 8 月 27 日（火）午後 5 時まで

インターネットによる受験申込みは、8 月 27 日（火）午後 5 時で終了します。午後 5 時までに入力を完了していないと、接続中（入力中）であっても申込みができなくなりますのでご注意ください。

この期間におけるインターネットによる受験申込みは 24 時間利用可能です。入力方法等手続きの詳細については、当センターホームページにアクセスし、ご確認ください。

ホームページ <https://gyosei-shiken.or.jp>

受付最終日（8 月 27 日（火））は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなるのが予想されますので、余裕を持って早めに申し込んでください。

受験手数料の払込み

ア 受験手数料は、クレジットカード（申込者本人名義のもの）に限ります。）又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

イ 利用できるクレジットカード

VISA、Master、JCB、アメリカン・エキスプレス、Diners

ウ 利用できるコンビニエンスストア

セブン・イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア

(3) 受験手数料 7,000 円

受験手数料の払込み方法については、試験案内をご覧ください

い。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震や台風等により、試験を実施しなかった場合などを除き、返還しません。

(4) 連絡先（問合せ先）

一般財団法人行政書士試験研究センター

郵便番号 102 - 0082

所在地 東京都千代田区一番町 25 番地

全国町村議会館 3 階

電話番号 03 - 3263 - 7700

6 特例措置の実施

(1) 身体の機能に障がいのある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障がい等の状況により希望される措置を行うことがあります。なお、申出の時期や障がいの内容等によっては希望に沿えない場合があります。

(2) 受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み（「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」）をする前に、必ず当センターまでご相談ください。特例措置の手続については、試験案内をご覧ください。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

令和 2 年 1 月 29 日（水）午前 9 時

(2) 方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）します。なお、公示後、受験者には合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）にも合格者の受験番号を掲載（掲載開始時間は、合格発表日の午前中）します。

別表（4 関係） 愛媛県における試験案内及び受験願書の配布場所

配布場所	所在地	配布時間
愛媛県総務部総務管理局私学文書課	松山市一番町 4 - 4 - 2	午前 8 時から 30 分まで
愛媛県東予地方局総務企画部総務県民課	西条市喜多川 796 - 1	午後 5 時 15 分まで
愛媛県東予地方局今治支局総務県民室	今治市旭町 1 - 4 - 9	
愛媛県中予地方局総務企画部総務県民課	松山市北持田町 132	
愛媛県南予地方局八幡浜支局総務県民室	八幡浜市北浜 1 - 3 - 37	
愛媛県南予地方局総務企画部総務県民課	宇和島市天神町 7 - 1	
愛媛県行政書士会	松山市錦町 98 - 1 愛媛県行政書士会館	午前 9 時から午後 5 時まで

注 土曜日、日曜日及び国民の祝日は配布を行いません。